

## 資源循環型施設建設に関する説明会 概要 【上塩尻自治会】

### 1 開催概要

|      |                         |                            |
|------|-------------------------|----------------------------|
| 開催日時 | 令和6年5月12日（日）18：30～20：11 |                            |
| 開催場所 | 塩尻地区公民館                 |                            |
| 出席者  | 住 民                     | 31名（上塩尻地区住民31名）            |
|      | 行 政                     | 土屋広域連合長、小相澤上田市副市長、他関係職員13名 |
|      | 報道関係                    | - 社                        |

### 2 主な質疑応答

| No | 項目              | 質問・意見等   | 回答  |
|----|-----------------|--|---|
| 1  | 環境影響評価（騒音）について  | <p>騒音の予測結果について、予測値と基準値が近いのは、どうしてか。</p> <p>予測には、現在の廃棄物運搬事業者の車両の数値を使用しているのか。</p> <p>今後、収集運搬車を電気自動車にしていくなど、検討して欲しい。</p> | <p>現状の騒音結果が基準値に近いので、予測結果も基準値と近くなる。</p> <p>予測には現在、事業者が運行する車両の数値を使用している。</p> <p>電気自動車については脱炭素の促進ということもあり、可能な限り進めてまいりたい。</p> <p>技術的な動向を考慮し研究してまいりたい。</p> |
| 2  | 環境影響評価（予測値）について | <p>施設稼働後等に、環境影響評価での予測値を上回る事態が起こった時はどのような処置をするのか。</p>   | <p>予測値の根拠とした公害防止の自主基準値の監視が重要となる。万が一、上回った場合は、原因究明及び改善を図り、住民に説明していく。</p> <p>このような場合の処置や対応は、施設運転開始までに地元と公害防止協定を締結し、しっかりと守り情報を公開してまいりたい。</p>              |
| 3  | その他（基本計画）       | <p>令和3年3月に策定されたごみ処理広域化計画が基本計画のことなのか。</p>   | <p>施設の基本的な設備等の考え方をまとめたものが、令和5年3月に策定した「資源循環型施設施設基本計画」である。</p>  |

| No | 項目               | 質問・意見等   | 回答   |
|----|------------------|--|--|
| 4  | その他<br>(基本計画)    | ごみ処理広域化計画と施設基本計画は、災害廃棄物の数値の相違もあり、2重基準となっているのではないか。   | ごみ処理広域化計画(令和3年3月策定)で定めた総合的な検証を行い、施設基本計画(令和5年3月策定)を策定しており、2重基準とは考えていない。<br>施設基本計画では、その時点での状況をふまえ災害廃棄物の数値は更新している。  |
| 5  | その他<br>(炉数)      | 行政は焼却炉の構成について3炉構成を基本という説明をしてきたが、現在は2炉構成に計画変更している。<br>変更した経緯の説明はしたのか。   | 令和3年のごみ処理広域化計画では、「3炉構成を基本として、今後策定する施設基本計画の際に総合的な検証をする。」としている。<br>令和4年の方法書説明会で、総合的な検証により2炉構成としたい方針を説明した。<br>令和5年の施設基本計画の説明会においても、改めて2炉構成とする計画を説明した。<br>変更した経緯の説明が不足しているとの御指摘に対しては、令和4年及び5年の説明会において、お詫びを申し上げており、御理解いただきたい。 |
| 6  | その他<br>(環境被害)    | 日本全国にたくさんのごみ処理施設があると思うが、健康被害等を受けて行政訴訟が起きた事例があるのか。  | 適切に管理されている一般廃棄物処理施設で公害による健康被害などは報告されていない。<br>健康被害等による行政訴訟が提起された事例も把握してない。  |
| 7  | 広域連合長の姿勢<br>について | 以前の説明会において「反対者を押し切って事業を進める決意があるか。」との質問に対して、行政は「反対者に対しては、引き続き話し合いにより歩み寄っていく。いかなる状況であっても、事業を前に進める決意がある。」と回答しているが、この姿勢に変わりはないか。 | 資源循環型施設は、我々の社会生活に必要な施設であり、今年度の環境影響評価完了後に、清浄園用地を建設地として決定したいと考えており、その姿勢に変わりはない。<br>もちろん、地域のまちづくり等話し合いは続けてまいりたい。<br>(土屋広域連合長)   |

| No | 項目           | 質問・意見等   | 回答  |
|----|--------------|--|---|
| 8  | 迷惑施設の集中について  | <p>地元地域内に下水処理場（上田終末処理場）と資源循環型施設という迷惑施設が2つ立地することに納得できない部分がある。</p>   | <p>清浄園のし尿処理は、千曲川対岸の南部終末処理場に下之条自治会の御理解を得て移転するなど施設の分散に努力している。</p> <p>引き続き、2つの施設が立地する地元への御負担は心苦しく思うが、資源循環型施設は必要であり、建設を進めてまいりたい。</p> <p>まちづくりや地域の御要望をしっかりと受け止めながら、御理解を得てまいりたい。</p> <p>（土屋広域連合長）</p> |
| 9  | 次期施設の建設地について | <p>資源循環型施設の建設地の選定は既に20年以上を要しており、塩尻地区でも「迷惑施設」として反対してきた経過もある。</p> <p>建設地の選定に長期間が必要なのであれば、老朽化による維持費用の増加もあり、次期施設の検討も進めて欲しいが、どうか。</p> | <p>次の施設については、この場所に建設するという事はない。</p> <p>まず、清浄園用地を建設地と決定し、皆様に丁寧に説明し御理解を得てまいりたい。</p> <p>（土屋広域連合長）</p> <p>次期施設については、人口減少や施設規模などもふまえ、上田地域広域連合の枠組だけでなく、更に広範囲での枠組の検討も必要となると考えている。</p> <p>（事務局から補足）</p>  |
| 10 |              | <p>「同じ場所」に建てないということについて、次の場所是对策連絡会を構成した地域には絶対に建てないということを約束して欲しい。</p>   | <p>次期施設について、対策連絡会を構成した地域に建設することはないとお約束をさせていただく。</p> <p>（土屋広域連合長）</p>  |